

越前町議会・令和7年12月定例会一般質問【高松 恒雄議員】

(令和7年12月3日 午後0時58分 開始)

○5番（高松恒雄君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、また今日から障害者週間ということで、私は障害のある方への就労支援の充実について質問いたします。

第2次越前町総合振興計画では、「町民一人ひとりが幸せを実感し、誇りを持って充実した人生を歩み続けることができる「ふるさと越前町」の創成」をまちづくりの基本理念とし、第4次越前町地域福祉計画では、「人のつながりを大切にし、お互いに助け合う思いやりのまち」を、また第4次障がい者計画では「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいを持って暮らせるまち」を基本理念としています。

また、近年全国的に、誰もが自分らしく働く社会、ノーマライゼーション社会をつくろうという動きが広がっています。障害のある人もない人も当たり前に地域社会で生活できるという考え方ですが、現実には、障害のある方が働く意欲があつても、なかなか社会に出るきっかけをつかめないという現状があります。越前町においても、若い世代から中高年までそうした方々が一定数おられると言っています。

一方で、町内では人手不足が深刻化しており、特に介護、製造、農業の分野などで働き手が足りないという声を多く聞かれます。このような中で働きたいのに働けない人と人手が足りない地域社会とをどうつないでいくか。これは町にとって福祉の課題であると同時に、地域活性化の鍵であると感じています。

それでは、最初にお伺いします。町内の障害のある方の人数と過去10年でその数が増加しているか、または減少しているかについてお示しください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（荒井基志君） それでは、高松議員のご質問にお答えします。

町内におきまして、障害のため各種手帳の交付を受けている人数は令和7年3月末現在において1,686人となっており、その内訳は身体障害者手帳1,250人、療育手帳224人、精神保健福祉手帳212人です。

10年前と比較しますと、全体では125人の減少が見られており、内訳では身体障害者は235人の減少、療育は44人の増加、精神保健は66人の増加となり、知的障害や精神障害に増加傾向がうかがえます。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、次に現在の越前町の障害のある方への就労支援体制についてですが、町内にある就労支援事業所についてお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（荒井基志君） お答えいたします。

町内におきましては、就労継続支援A型事業所はなく、B型事業所が3か所、就労移行支援事業所が1か所運営されています。A型事業所は障害のある方との雇用契約を締結し、一般企業への就労に向けた知識や能力の向上を図るための訓練や就労作業を行っており、最低賃金以上の賃金が支払われる事業所です。B型事業所は、一般企業に雇用されることが困難な障害のある方が柔軟に自分のペースで働くことができるよう、雇用契約を結ばず、軽作業などの生産活動を通じて就労訓練を行

い、賃金を得る事業所です。就労移行支援事業所は、障害のある方が一般企業への就職を希望している場合において、就労に必要な知識や能力向上のための訓練などを行う事業所です。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） ご答弁ありがとうございます。

町内にはB型事業所は3事業所、就労移行支援事業所は1事業所とのことですが、B型事業所名と就労移行支援事業所名、またそれぞれの利用者数及び当町の方の利用者数、そしてどのような事業が行われているのかをお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（荒井基志君） お答えいたします。

B型事業所の1つ目は、朝日地区にて社会福祉法人光道園が運営するフ・クレールで1日の定員は14人、利用者21人のうち10人が町内の方です。事業の内容は主にパンやクッキーの製造販売です。2つ目は小曾原地区にて一般社団法人竹の郷福祉会が運営するやまぼうしで定員は20人、利用者は10人、その全員が町内の方です。事業内容は主に木工や樹脂製品の加工と梱包、ゴム製品の加工や検査、包装です。3つ目は江波地区にてギズバック株式会社が運営する里夢で、定員は20人、利用者は7人、うち4人が町内の方です。事業内容は主に箱折り、ポリエチレン発泡体のカットや繊維材料の仕分、個人宅等の除草作業です。就労移行支援事業所1か所は光道園がB型事業所を兼ねて運営しているフ・クレールで定員、利用者ともに6人、その全員が町内の方です。

なお、やまぼうしは令和7年3月まではA型でしたが、4月からはB型に移行しています。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） ありがとうございます。

A型からB型へ移行した事業所があったとのことですが、昨今の賃金上昇と事業所の経営改善を促す目的での報酬改定による二重苦が理由で、県内外においてA型事業所の経営が苦しくなり減少しているとのことです。

そこで、町内のA型からB型へ移行した事業所の状況と事業所の利用者への対応についてお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（荒井基志君） お答えいたします。

令和6年度からの報酬改定は経営状況の改善や質の高い支援、一般就労への移行をより重視することを目的として行われたもので、事業所の収益が利用者に支払う賃金以上とならない場合におけるサービス給付費の報酬の減点項目などが追加されました。

移行があったやまぼうしにおきましては、最低賃金の引上げによる人件費の増加が続くことに対し、収益が変わらないことで、このたびの報酬改定におけるサービス給付費の報酬の減点が適用されることとなりました。これにより報酬が減額されることで、事業所としては大幅な減収となり、事業継続に困難が伴うこととなつたため、やむなくB型へ移行することとなりました。

なお、移行に当たっては、利用者本人及び保護者に対し説明会を開き、賃金が減少すること、他の事業所へ移ることも可能であることなどを説明し、結果、全員が引き続きやまぼうしを利用しています。

町としましては、町民の方が利用している町外のA型事業所を含め、就労支援事業所の状況を注視し、関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援、何より

就労意欲が損なわれないように努めてまいりたいと考えています。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） ご答弁ありがとうございます。

これからも障害のある方に寄り添った対応、支援をお願いいたします。

次に、地域全体の理解促進についてです。

今では、バリアフリーやハートフル駐車場など、障害のある方への様々な配慮がされてきていますが、精神や発達障害のある方は外見からは分かりにくい場合があります。中にはどうしても障害のある方への誤解や偏見が残っており、時には差別や虐待に発展する場合もあります。誤解や偏見、差別をなくすことで、障害のある方とない人がお互いを理解し合っていく共生社会の実現につながると思います。

町としてどう対応していくのか。また就労についてどのような対応を求めていくのか、お聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（荒井基志君） お答えいたします。

本町といたしましては、まずは障害者基本法の基本的な理念にのっとり、地域社会における共生に資するため、障害のある方の社会、経済、文化活動などに参加する機会の確保に努め、また生活に関する選択機会を確保し、地域社会における人々との共生を促進するため、法令に基づく各種規則や要綱を整備し、給付費の支給などを行っています。

さらに、光道園が運営する越前町相談支援センターさんかに相談支援業務を委託しており、昨年度には主に福祉サービスの利用等に関する事、生活技術支援に関する事、健康や医療に関する事など998件の相談に対応しています。

ほかにも、昨年、障害のある方と民生委員の親睦、交流を目的に開催したふれあいスポーツ大会は大変な好評を得ており、障害のある方の社会参画の契機になったものと考えています。また、障害のある方との意思疎通を図るため、障がい生活課に配置している手話奉仕員は聴覚障害者などから高い信頼を得ています。毎年開講している手話奉仕員養成講座では年十数名の受講をいただいており、受講者が手話の基礎を身につけることで、今後における聴覚に障害のある方の活動の支えになることと期待しているところです。

次に、差別をなくすための対応としまして、本町では障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、障がい生活課や相談支援センターにおける相談体制を整え、適切な対応を行っており、また県と連携しながら啓発活動に努めています。

続いて、障害のある方の就労への対応につきまして、町では障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきながら取り組んでおり、障害のある方からの就労に関する相談に対しましては、福井障害者職業センターなどの支援機関と連携した支援を行っているほか、事業主に対する相談、援助なども行っています。

ほかにも、先般、鯖江市内において障害のある方やそのご家族、障害のある方の雇用を考えている企業などを対象とした説明会を、本町及び鯖江市、さらに関係機関との合同で開催し、企業のサポートに関する紹介や就労の個別相談を行いました。町としましては、これら対応に努めながら、段差などの物理的な障害物を取り除くバリアフリーのみならず、住民による障害のある方への偏見や誤解を取り除き、この方々の特性への理解と合理的配慮の提供を行う心のバリアフリーの啓発に努めています。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） ありがとうございます。

最後に、障害のある方への就労支援は単なる雇用対策ではありません。それは生きがいや自立、社会参加を支える人と人のつながりの支援です。町として就労につながる支援を行っているのか。また、今後どのように進めていくのか。そして越前町が誰もが働ける、誰もが認め合える町を進めていかれることを期待し、町長のご所見をお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは高松議員のご質問にお答えいたします。

まず、就労につながる支援としましては、今ほどの民生理事の答弁にもあった障害のある方やその家族への相談支援、事業主への相談及び援助が上げられますが、ほかにも、就労支援事業所などへの通所に係る交通費の助成を町独自事業として実施しています。令和6年度の実績では64人に対し約87万円余りを助成いたしました。また今年、越前市に開所した丹南圏域障がい者就業・生活支援センターほつپステーションでは、丹南市町の障害のある方に対する就業準備の支援や就労後の悩みへの相談支援に取り組んでいます。

さらに今年10月、障害のある方の多様な就労ニーズに対する支援と、障害者雇用の質の向上を図るため、新たに就労選択支援制度が施行され、県内においてもサービスが開始されました。

この新サービスの開始により、障害のある方が就労継続支援事業所などの利用を希望する場合に当制度の施行に合わせて、新たに開設された就労選択支援事業所が本人の就労能力や適性に関する状況把握を行い、その結果やご家族、関係機関の意見を踏まえた情報提供を行うことで、就労先や働き方のよりよい選択に結びつけることができ、また利用後の進路における事業者や行政機関等との連絡調整などのケアも行われるようになりました。

続いて、今後の進め方については、まず、町では現在障がい者計画などの改訂作業を進めております。この中で障害のある方などを対象にしたアンケートを実施することで、社会参加に関する現状や課題、就労におけるニーズなどを検証し、より実効性のある計画としてまいりたいと考えております。

障害福祉分野では、障害のある方やそのご家族、関連事業者など、関係者のニーズを踏まえ、短い間隔で方針や制度が進化しています。

町といたしましは、引き続き障害のある方やご家族、関係機関などと連携を図りながら、障害のある方の特性に合わせた仕事とのマッチング、そして障害のある方本人の生きがいと自立、社会への参加に対する支援を行うとともに、住民や企業に対しては、障害のある方への理解と合理的配慮を啓発することで、誰もが働ける、誰もが認め合える町の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君） 高松恒雄君。

○5番（高松恒雄君） 町長より力強い答弁をいただきました。

私もこの方向性に強く賛同いたします。一方で、進化に乗り遅れないというお言葉には、制度対応のスピードだけでなく、現場で暮らす障害のある方やご家族、支援事業者、雇用企業が感じる困り事や期待にいかに素早く寄り添い、形ある支援として返していくかが重要であります。

越前町が目指す、誰もが働ける、認め合える町を真に実現するためには、障害特性の把握に基づく就労の選択枠の拡大、マッチング支援と職場定着支援のさらなる強化、賃金向上につながる働き方の創出、企業側の受入れ負担を減らす伴走支援体制の整備、住民、企業、行政が一体となった理解のある社会の醸成、これらを同時に

に進めていく必要があると考えます。

今後も越前町が掲げる理念を単なるスローガンに終わらせることなく、地域の労働、産業政策と福祉政策を車の両輪として前進させ、障害のある方が個性を生かし、必要とされ、共に支え合って暮らせる町になるよう、さらなる充実をご期待申し上げ、私の質問を終わります。

ご答弁ありがとうございました。

(午後1時19分 終了)